東京大学大学院総合文化研究科 特任研究員(特定短時間勤務有期雇用教職員) 公募要項

		UWJN17 17任例元员(17足位时间到仍有为准用铁铆员) 4务女务
1.	職名及び人数	特任研究員 1名
2.	契約期間	2026 年 4 月 1 日、ないしその後できるだけ早い時期 ~ 2027 年 3 月
		31 日
3.	更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合、更新期間は1年間とする。
		更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の
		業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
		ただし、更新回数は2回、在職できる期間は2029年3月31日を限度と
		する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科(東京都目黒区駒場 3-8-1)
	3,331,1 23.71	変更の範囲:原則同一部局内
6.	所属	大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構アメリカ太平洋地域
	***************************************	研究センター
7.	業務内容	アメリカ太平洋地域研究センターの学術活動全般の補助(研究会、シン
		ポジウムの広報や会場準備、研究紀要の編集など)および同センターで
		の研究活動
		変更の範囲:業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
8.		週3日(月曜日~金曜日のうち3日(応相談))
		1 日 6 時間 (10:00~17:00 ※12:00~13:00 休憩) を基礎に週 18 時間
		の範囲で相談に応じます。
		就業日・就業時間欄:時間外労働を命じることがある。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	時給 2000 円~2200 円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。
	7.2	通勤手当(支給要件を満たした場合に支給、原則 55,000 円まで)。超過
		勤務手当。
12.	加入保険	法令の定めるところにより、健康保険(文科省共済)、厚生年金、雇用保
	Sho (Billion	険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) アメリカ・環太平洋地域にかかわる研究を専門とし、博士号を有する
		者、また近々取得予定の者
		2) 日本語と英語のいずれについても高度な運用能力を持つ者
14.		1) 東京大学統一履歴書(以下の URL からダウンロードし作成すること。)
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html
		※記入要領については上記 URL によらずに以下を参照ください。
		https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-
		jinji/rireki_20220823.pdf
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		3) 主要研究業績 2 点以内
		4) 照会可能な方1名の氏名、連絡先、および電子メールアドレス
15.		1) 上記書類の電子版を、ファイル名「アメリカ太平洋地域研究センター
		特任研究員応募・[氏名]」としたうえで、下記の URL にアップロードし
		てください。
		https://davw04.ecc.u-
		tokyo.ac.jp/public/vmZrQNIJ78DUJCLPuWapLYI50_pCgbzzI-TNjIZX_ff0
		2) 2~3 日以内に受信確認のメールが届かない場合には「17. 問い合わせ

	1	
		先」に記載のメールアドレスまでお問い合わせください。
		※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
16.	応募締切	2025年12月31日(水)必着。
		書類選考の上、合格者若干名に対し面接を実施する場合があります(日
		程や方法等は応相談)。対面で面接を行う場合、交通費は自己負担としま
		す。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1
		東京大学大学院総合文化研究科
		附属グローバル地域研究機構(アメリカ太平洋地域研究センター)
		人事担当
		e-mail: daihyo[★]cpas. c. u-tokyo. ac. jp ([★]をアトマークに置き換
		えてお問い合わせください)
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
	措置の状況	
20.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
		・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女
		性の積極的な応募を歓迎します。
		・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、
		外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定め
		により、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての
		職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・
		利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必
		要があります。